三　特定帳簿価額　次に掲げる資産の区分に応じそれぞれ次に定める帳簿価額をいう。

イ　ロに掲げる資産以外の資産　当該資産の帳簿価額（資産の帳簿価額を時価により評価した価額とする会計処理（第三十八条の十三第二項第二号（当期純損益金額）に掲げるものを除く。）が行われた場合には、当該会計処理が行われなかつたものとしたならば算出される帳簿価額）

ロ　第四項第一号に掲げる資産（リースを目的として有するものに限る。）及び同項第三号に掲げる資産のうち、構成会社等と他の構成会社等（当該構成会社等の所在地国を所在地国とするものに限る。）との間又は共同支配会社等と当該共同支配会社等に係る他の共同支配会社等（当該共同支配会社等の所在地国を所在地国とするものに限る。）との間の取引に係るもの（第三十八条の十三第二項第一号に掲げる会計処理の対象となるものに限る。）以外のもの　これらの資産の帳簿価額（当該会計処理又はイに規定する会計処理が行われた場合には、これらの会計処理が行われなかつたものとしたならば算出される帳簿価額）

四　短期賃貸資産　異なる賃借人に対して定期的に賃貸される資産で、かつ、各賃借人に対する賃貸の平均期間が三十日以内のものをいう。

第三十八条の三十一第二項の次に次の一項を加える。

3　特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等の各従業員等に係る第一号に掲げる期間が当該従業員等に係る第二号に掲げる期間のうちに占める割合が百分の五十以下である場合における当該構成会社等の各対象会計年度に係る特定費用の額（当該従業員等に係る部分に限る。以下この項において同じ。）は、当該特定費用の額に当該割合を乗じて計算した金額とする。

一　当該対象会計年度に係る当該特定多国籍企業グループ等の事業に関する業務に係る勤務その他の人的役務の提供（当該構成会社等の所在地国において行うものに限る。）に係る期間

二　当該対象会計年度に係る当該特定多国籍企業グループ等の事業に関する業務に係る勤務その他の人的役務の提供に係る期間

第三十八条の三十一に次の二項を加える。

12　所有持分の移転により第五項第二号の会社等が同号の特定多国籍企業グループ等に属しないこととなつた場合におけるその属しないこととなつた日の属する対象会計年度の同号の構成会社等が有する特定資産に係る同号の規定の適用については、同号ロ中「限る。ロにおいて同じ」とあるのは「限る」と、「特定帳簿価額（当該終了の時において当該特定資産を有しない場合には、零）」とあるのは「イの特定資産に係る未経過リース料の金額（当該終了の時において当該未経過リース料の金額がない場合には、零）」とする。

13　所有持分の移転により会社等（第五項第二号の構成会社等が有する最終親会社等財務会計基準における第六項第三号ロに掲げる資産の賃借人に該当するものに限る。）が第五項第二号の特定多国籍企業グループ等に属することとなつた場合におけるその属することとなつた日の属する対象会計年度の同号の構成会社等が有する特定資産に係る同号の規定の適用については、同号ロ中「当該会社等」とあるのは「当該対象会計年度開始の時のイの特定資産に係る未経過リース料の金額（当該開始の時において当該未経過リース料の金額がない場合には、零）と当該会社等」と、「開始の時の特定帳簿価額（当該開始の時において当該特定資産を有しない場合には、零）と当該対象会計年度終了の時」とあるのは「終了の時」とする。

第三十八条の三十二第三項第二号及び第三十八条の三十五第三項第二号中「同条第九項」を「同条第十二項」に改める。

第三十八条の三十六第一項中「同条第三項」を「同条第四項」に、「第三十八条の三十一第四項」を「第三十八条の三十一第五項」に、「同条第五項の」を「同条第七項の」に、「第百五十五条の十九第一項」とあるのは「第百五十五条の十九第五項」を「同条第四項」に、「第三十八条の三十一第五項（二）」とあるのは「第百五十五条の十九第五項（二）に、「規定」と、」を「規定」と、「第百五十五条の十九第一項の」とあるのは「第百五十五条の十九第五項において準用する同条第一項の」と、」に、「同条第五項第二号中「構成会社等の特定多国籍企業グループ等に属する会社等」とあるのは「共同支配会社等に係る他の共同支配会社等」と、同号ロ中「会社等の」とあるのは「他の共同支配会社等の」と、同項第三号中「構成会社等の特定多国籍企業グループ等に属する会社等」とあるのは「共同支配会社等に係る他の共同支配会社等」と、同条第七項中」に改め、同条第三項中「第三十八条の三十一第七項」を「第三十八条の三十一第十項」に、「同条第八項」を「同条第十一項」に、「同条第七項」を「同条第十項」に、「第四項」を「第三項」に、「第七項」を「第十項」に、「第三十八条の三十六第三項」を「第三十八条の三十六第四項」に、「第八項」を「第十一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「第三十八条の三十一第六項」を「第三十八条の三十一第九項」に、「規定の」を「規定又は第三十八条の二十六第四項（配当控除所得課税規定の適用を受ける最終親会社等に係る個別計算所得等の金額の計算の特例）において準用する同条第三項の規定の」に、「読み替える」を「「法人税法施行規則第三十八条の二十六第三項」とあるのは「法人税法施行規則第三十八条の二十六第四項」と、「特例）」とあるのは「特例）において準用する同条第三項」と読み替える」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　第三十八条の三十一第三項及び第八項の規定は、共同支配会社等の各対象会計年度に係る令第百五十五条の四十六において準用する令第百五十五条の三十八第一項第一号に規定する特定費用及び特定資産（令第百五十五条の四十六において準用する令第百五十五条の三十八第一項第二号に規定する特定資産をいう。第五項において同じ。）について準用する。この場合において、第三十八条の三十一第三項各号中「特定多国籍企業グループ等」とあるのは、「共同支配会社等及び当該共同支配会社等に係る他の共同支配会社等」と読み替えるものとする。

第三十八条の三十六に次の一項を加える。

5　第三十八条の三十一第十二項の規定は所有持分の移転により第一項において準用する同条第五項第二号の他の共同支配会社等が同号の共同支配会社等に係る他の共同支配会社等に該当しないこととなつた場合におけるその該当しないこととなつた日の属する対象会計年度の当該共同支配会社等が有する特定資産について、同条第十三項の規定は所有持分の移転により共同支配会社等（同号の共同支配会社等に係る他の共同支配会社等を除く。）が同号の他の共同支配会社等に該当することとなつた場合におけるその該当することとなつた日の属する対象会計年度の同号の共同支配会社等が有する特定資産について、それぞれ準用する。この場合において、同項中「会社等」とあるのは、「他の共同支配会社等」と読み替えるものとする。

第三十八条の三十七第一項及び第三十八条の三十九第一項中「同条第十項」を「同条第十三項」に改める。

第二編第二章第二節中第三十八条の四十八を第三十八条の四十九とし、第三十八条の四十五から第三十八条の四十七までを一条ずつ繰り下げる。